

# 苫小牧工業高等専門学校運営委員会規程

## 規則第9号

制 定	昭和43年4月1日
一部改正	昭和48年6月1日
一部改正	昭和50年6月30日
一部改正	昭和62年7月9日
一部改正	平成8年4月1日
一部改正	平成12年4月1日
一部改正	平成12年9月11日
一部改正	平成14年4月1日
一部改正	平成15年4月1日
一部改正	平成16年4月1日
一部改正	平成17年4月1日
一部改正	平成18年4月1日
一部改正	平成19年4月1日
一部改正	平成21年4月1日
一部改正	平成22年5月18日
一部改正	平成27年3月10日
一部改正	平成28年1月26日

### (設置)

**第1条** 苫小牧工業高等専門学校（以下「本校」という。）に、本校の運営に関する事項を審議するため、運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

### (審議事項)

**第2条** 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- 一 組織・運営及び施設に関する事項
- 二 教育効果の向上に関する事項
- 三 消防及び防災に関する事項
- 四 情報公開に関する事項
- 五 留学生の受入れに関する事項
- 六 中期目標・中期計画に関する事項
- 七 点検・改善に関する事項
- 八 その他校長が必要と認めた事項

### (組織)

**第3条** 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 校長
- 二 各副校長
- 三 各センター長
- 四 各系長

## 五 事務部長

(委員長)

**第4条** 委員会に委員長を置き、校長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長が不在のときは、副校長がその職務を代行する。

(委員以外の者の出席)

**第5条** 委員長が必要と認めた場合は、委員以外の者を委員会に出席させ、意見を聴くことができる。

(部会)

**第6条** 委員長は、第2条に関する特定事項を検討するため、必要に応じ委員会に部会を置くことができる。

- 2 部会に部会長を置き、委員のうちから委員長が指名する。
- 3 部会は本校の教職員のうちから委員長が指名する者をもって組織する。
- 4 部会長は、検討結果を委員長に報告するものとする。
- 5 部会に関し、必要な事項は、委員長が別に定める。

(委員会の事務)

**第7条** 委員会の事務は、総務課において処理する。

(雑則)

**第8条** この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関する必要な事項は、別に定める。

### 附 則

この内規は、昭和43年4月1日から施行する。

### 附 則

この内規は、昭和48年6月1日から施行する。

### 附 則

この内規は、昭和50年6月30日から施行する。

### 附 則

この内規は、昭和62年7月9日から施行し、昭和62年4月1日から適用する。

### 附 則

この内規は、平成8年4月1日から施行する。

### 附 則

この内規は、平成12年4月1日から施行する。

### 附 則

この内規は、平成12年9月11日から施行する。

### 附 則

この内規は、平成14年4月1日から施行する。

### 附 則

この内規は、平成15年4月1日から施行する。

**附 則**

この内規は、平成16年4月1日から施行する。

**附 則**

この内規は、平成17年4月1日から施行する。

**附 則**

1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

2 苫小牧工業高等専門学校防災対策委員会規程（昭和60年8月5日施行）、苫小牧工業高等専門学校施設委員会規程（平成12年10月13日施行）、苫小牧工業高等専門学校情報公開委員会規程（平成12年12月6日施行）、苫小牧工業高等専門学校情報公開委員会開示・不開示等検討小委員会内規（平成12年12月6日施行）及び苫小牧工業高等専門学校情報セキュリティ委員会内規（平成16年9月2日施行）は廃止する。

**附 則**

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成22年5月18日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成28年4月1日から施行する。